

# 米沢城下町における拝領屋敷地の移動

— 承応・元禄・享保の城下絵図の分析を通して —

渡 辺 理 絵

- I. はじめに
- II. 米沢城下町絵図の史料吟味
  - (1) 現存する米沢城下町絵図
  - (2) 城下町絵図の作成年
  - (3) 二葉の享保10年城下絵図の比較
- III. 絵図に見る米沢城下と侍屋敷の変化
  - (1) 減封以前の城下と侍屋敷の配置
  - (2) 減封以後の城下と侍屋敷の増減
- IV. 拝領屋敷地の移動とその理由
  - (1) 拝領屋敷地の移動の実態
  - (2) 新旧の拝領屋敷地の位置関係
  - (3) 三の丸内における家臣の配置と移動理由
- V. おわりに

## I. はじめに

山形県米沢市は、米沢藩15万石の城下町であった。城下町米沢は置賜盆地の南東部、松川（最上川）と鬼面川によって形成された扇状地の扇端に位置し、東端は松川によって区切られていた。永禄年間、伊達氏によって築城され<sup>1)</sup>、慶長3年(1598)には上杉氏の所領となった。当時の上杉氏は120万石で、会津盆地の若松を本城とし、米沢盆地と福島盆地を領有していた。しかし、慶長6年には会津盆地を、寛文4年(1664)には福島盆地を召上げられ、米沢盆地15万石に減封された。このため、上杉氏は会津・福島に配置した家臣団を米沢盆地内に収容することとなった。下士層の一部は原方衆と呼んで帰農させたが、それでも米沢は極端に武士人口が卓越する城

下町となった。

そこで本研究では、米沢藩が城下町にどのように家臣の屋敷地（拝領屋敷地）を配置し、不足した屋敷地をどこに造成したか、さらに屋敷地の移動はどのような理由でなされたかを、城下絵図<sup>2)</sup>を史料として明らかにすることを目的とする。拝領屋敷地については、徳島城下の幕末における拝領屋敷地の細分化を指摘した服部昌之の1966年の論文<sup>3)</sup>、仙台北城下の拡大にともなう屋敷地の増加と武士の移動を扱った後藤雄二の1977年の論文<sup>4)</sup>がある。その後、研究成果の蓄積をみないままに過ぎているが、城下町プランとその変容をさらに解明するためには、拝領屋敷地に関する個別事例の積み上げが必要である。

歴史地理学における城下町研究は、1970年代まで景観変遷史的アプローチが中心であった。城下町プランの類型とその変化に関する模式<sup>5)</sup>を提示した矢守一彦の研究は、まさにこの時期までの研究成果の到達点を示している。しかし、1980年代後半から1990年代前半の歴史地理学界では、城下町研究は少なく、むしろ日本史や建築史による城下町研究が進展した。

このような隣接分野の研究成果に刺激を受けつつ、歴史地理学界では近年、次の4つの新たな研究テーマがみられるようになった。

第1は、矢守が扱わなかった小城下町と陣屋町に関する研究である。矢野司郎<sup>6)</sup>、土平博<sup>7)</sup>の研究が代表例であり、最近、小城下町と陣屋町の定義、ならびにその研究意義が問い直されようとしている<sup>8)</sup>。

第2は、城下町の商業機能や文化的・社会的機能とその変化に関する研究である。日本史・社会学・民俗学などの成果に刺激され、歴史地理学でも祭礼の変容を考察した渡辺康

代の研究<sup>9)</sup>など、この種の研究が進展する兆しがみえる。

第3は、城下町の可視的景観に着目し、城下町プランの再構築を目指す研究である。建

表1 米沢城下町絵図一覧表

(1999年12月現在)

絵図名	推定年次	所蔵先	寸法(cm)	分類	住人名の有無
1.往古御城下絵図	1640(寛永17)	上杉隆憲氏蔵	22.0×131.2	城下絵図	有
2.出羽国米沢城下図	1644(正保2)	内閣文庫	235.5×297	城絵図	無
3.御城下絵図	1653(承応2)	国司侃氏蔵	111.3×96.3	城下絵図	有
4.御城下絵図(万治年中)	1653(承応2)	米沢図書館 No.1874	177×134.7	城下絵図	有
5.慶長六年米沢江御移国之上屋敷 剖面図	1653(承応2)	窪島氏蔵	---	城下絵図	有
6.御城下絵図	1682(天和2)	米沢図書館 No.1875	171×223	城下絵図	有
7.米沢城下家中絵図	1697(元禄10)	米沢図書館 K291-よ	194×119	城下絵図	有
8.米沢城下絵図(寛永17年)	1700(元禄13)	栗野善雄氏旧蔵	---	城下絵図	有
9.旧米沢城下絵図	1700(元禄13)	南陽市立結城記念館	230×262.5	城下絵図	有
10.御城下町割図(享保7年)	1711(正徳元) 以前	米沢図書館 No.1876	186×190	城絵図	無
11.諸城下絵図(明和6年)	1711(正徳元) 以前	米沢図書館 No.1884	187×190	城絵図	無
12.町割図	1719(享保4)	米沢図書館 K291-ま	137×163	城下絵図	有
13.米沢城下屋敷割図	1720(享保5)	米沢図書館 K-291YO	172×160	城下絵図	有
14.御城下絵図	1725(享保10)	米沢図書館 No.1877	205×278	城下絵図	有
15.御城下絵図(承応2年)	1725(享保10)	米沢図書館 No.1873	206×280	城下絵図	有
16.米城下町割略御絵図	1725(享保10)	米沢図書館 No.1880	117.0×147.0	城下絵図	有
17.米沢御城下絵図	1769(明和6)	米沢図書館郷土本	199×272.5	城下絵図	有
18.諸奉公人屋鋪絵図 【南原五町,六十在家,長田新田】	1769(明和6)	米沢図書館 No.1882	116×186	原方絵図	有
19.諸奉公人屋鋪絵図 【花沢八町,山上三町,橋本町共】	1769(明和6)	米沢図書館 No.1883	88×59.5	原方絵図	有
20.町割図	1780~1783	米沢図書館 K291-ま	129×142	城下絵図	有
21.諸奉公人屋鋪絵図【花沢,山上】	1811(文化8)	米沢図書館 No.1885	149×72.1	原方絵図	有
22.諸奉公人屋鋪絵図【館山通】	1811(文化8)	米沢図書館 No.1886	87.3×107	城下絵図	有
23.御城下絵図	1811(文化8)	米沢図書館 No.1887	212×134	城下絵図	有
24.御城下並原々屋鋪割帳	1825(文政8)	米沢図書館 K291-I-2-1	23.8×32.6	屋敷割図	有
25.御城下並原々屋鋪割帳	1844(天保15)	米沢図書館 K291-I-2-2	23.8×32.6	屋敷割図	有
26.御城下並原々屋鋪割帳	1846(弘化3)	上杉隆憲氏蔵	23.8×32.6	屋敷割図	有

注：絵図名の( )内は『上杉文書目録』に記された作成年を表す。---は原本未調査を意味する。

(米沢市立米沢図書館・『上杉文書目録』,『郷土関係寄贈寄託文書目録』,『絵図でみる城下町米沢』より作成)

築史と日本史の共同作業において進展がみられる<sup>10)</sup>。風水地理説にもとづく立地選定は以前から指摘されてはいたが、最近では江戸の立地選定に関する足利健亮の研究が代表例である<sup>11)</sup>。

第4は、歴史地理学における城下町研究の柱である城下町プランの再検討である。矢守は数多くの事例から城下町プランの一般化を成功させたが、個々の事例は必ずしも深められてはいない。関戸明子らの一連の研究は、この点に研究意義がある<sup>12)</sup>。

本研究の課題は、第4の城下町プランの再検討に含まれるが、方法論上、矢守の研究と異なる点は、史料とする城下町絵図の史料吟味に重点を置いた点にある。もちろん、矢守の晩年の著作である『古地図と風景』<sup>13)</sup>にも、新しい絵図研究の成果が含まれているが、城下町絵図においてこれを発展的に継承した研究はみられない。1980年代以降、歴史地理学界では荘園絵図や国絵図などを対象に、描かれた図像から当時の空間認識を考察する絵図解読研究が急速に進展した<sup>14)</sup>。これらの成果の中で、とくに絵図の史料吟味の重要性が指摘されている<sup>15)</sup>。それゆえ、本研究では絵図研究の最前線の成果を踏まえて、城下町絵図の史料吟味から始める。

## II. 米沢城下町絵図の史料吟味

### (1) 現存する米沢城下町絵図

米沢城下町絵図の所在を調査した結果、表1に示した26点を確認した<sup>16)</sup>。このうち、No. 5, 8は所蔵先の確認はしたが、原本は未調査である。上杉家旧蔵の絵図は、おもに米沢市立米沢図書館に所蔵されているが、原本調査の結果では、南陽市立結城記念館に所蔵されているNo. 9も藩が作成した絵図と考えられる。26点の絵図の中にはNo. 2, 10, 11の城絵図3点、No. 1, 3, 4, 6, 7, 9, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 20, 22, 23の城下絵

図15点<sup>17)</sup>、No. 18, 19, 21の郷土集落を描いた原方絵図3点を含んでいる。

米沢城下町絵図の多くは、矢守一彦<sup>18)</sup>、青木昭博<sup>19)</sup>によって、研究が行われている。矢守は『上杉文書目録』<sup>20)</sup>（以下「目録」と略す）に記載された作成年を踏襲したうえで、14点の城下町絵図<sup>21)</sup>の作成目的、ならびに城絵図との関連を分析した。しかし近年、青木の研究によって「目録」に記された作成年の数点は誤りであることが指摘されている。

従来、作成年の記載されていない城下町絵図は、絵図に記された複数の武士の生存期間や役職の在任期間の重複を根拠にして作成年を推定する方法が採られてきた<sup>22)</sup>。青木もまたこの方法により作成年を検討したが、武士は名を世襲することが多く、また代替となっても子の名に書き改めない場合もある。そこで本研究では絵図の作成年を考察するために、屋敷地に示された武士名の検討のみならず、絵図に描かれている図像にも着目して再検討することとした。

城下絵図の中で武家地の屋敷地に武士名を記載したものは、No. 1, 3, 4, 6, 7, 9, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 20, 22, 23である。表1に示した作成年代で区分すると、寛永・承応・天和・元禄・享保・明和・文化と、約170年間にわたる。この内、「目録」に記載されたNo. 4, 6, 9, 14, 15, 17, 23については作成年を再検討する必要があると判断し、十数人の武士を取り上げ、彼らが役職に就任した年次と致仕した年次の検討を行い、作成年を推定した。次に、各絵図に描かれている図像や文字記載の差異を矛盾のないように各絵図間において並べ直し、表2に整理した。たとえば、項目23の禅林寺は元禄3年(1690)に法泉寺へ改称された<sup>23)</sup>。したがって、法泉寺と記されているNo. 9, 14, 15, 17, 23の5点は、元禄3年以降に作成されたと言えよう。このように年代推定の根拠となる図像は他に、項目1, 26~31がある。これ

表2 米沢城下絵図の図像と文字記載の比較

	項目	No.4 (承応2)	No.6 (天和2)	No.9 (元禄13)	No.14 (享保10)	No.15 (享保10)	No.17 (明和9)	No.23 (文化8)	備考
街道	1 御料所 海道出口	×	仙台湯河原 海道出口	仙台湯河原 海道出口	○	○	○	○	1664年(寛文4)以降、 高島は天領になる
	2 乗安寺	×	○	○	○	○	○	○	1601年(慶長6)創建
	3 照陽寺	×	○	○	○	○	○	○	1601年(慶長6)創建
	4 長泉寺	×	○	○	○	○	○	○	1615年(天和元年)創建
	5 連性院	×	○	連生院	○	○	○	○	
	6 明神	×	○	○	○	○	○	○	林泉寺の東南
	7 鳳台寺	×	○	○	○	○	○	○	
	8 福王寺	×	○	○	○	○	○	○	
	9 浄徳寺	×	×	○	○	○	常德寺	常德寺	伝:1610年(慶長15)創建
	10 観音堂	×	×	○	○	○	---	弥勒院	
	11 耕澤寺	×	×	×	×	×	×	○	1586年(天正14)開基
	12 法因寺	×	×	×	×	×	---	○	1661年(万治3)開山
	13 円福寺	○	○	---	○	○	---	圓福寺	
	14 自味庵	---	×	○	○	○	○	場所替え	北寺町
	15 東泉寺	---	○	○	○	○	○	人家	北寺町
	16 光明院	人家	×	○	○	○	○	人家	北寺町
	17 千学院	人家	×	×	×	○	○	百姓地	北寺町
	18 蓮林寺	×	×	×	×	×	×	○	常安寺南
	19 愛染院	×	人家	人家	○	○	常宝寺	常宝寺	館山通 生蓮寺前
	20 千手院	---	×	×	○	○	---	天王寺	館山通
	21 法音寺	○	○	○	×	×	延明寺	延明寺	御廟所前
	22 明神	×	福田町 ○	福田町 ○	立町 ○	立待 ○	立町 ○	立町 ○	1718年(享保3)福田町 より立町に移転。
	23 禅林寺	○	○	法泉寺	法泉寺	法泉寺	法泉寺	法泉寺	1690年(元禄3)禅林寺 から法泉寺に改称。
社	24 評定所	人家	会所	会所	○	○	---	御国産所	
	25 町奉行屋敷	人家	○	○	○	○	○	町奉行所	
	26 郡奉行所	×	×	×	×	×	×	○	1771年(明和8)に開設
	27 御役屋	×	×	×	×	×	---	○	1779年(安永8)主水町 に創設
	28 御半所	×	×	×	×	×	×	○	1784年(天明4)創設
	29 三の丸御所	人家	人家	×	×	×	式部殿	○	1732年(享保17)創建
	30 代官所	×	×	×	×	×	---	○	1777年(安永6)番匠町 に移転
	31 義蔵	×	蔵屋敷	山田清右衛門 預 御蔵	町預かり蔵	町預かり蔵	○	○	1777年(安永6)にNo.25 の場所に移転

注：○…有    ×…無    ---…は絵図の保存状態が悪く、解読不可能  
 本表は城下絵図の作成年，作成目的に関する項目のみ掲載した。絵図番号は表1に対応。  
 備考欄の創建年は聞き取り調査，あるいは『米沢年表』による。

(各城下絵図より作成)

らを基準に、7点の絵図を並び替え、また住人名の記載と併用して作成年を調べた結果、すでに青木が考証した作成年と一致した。

表2にあげた寺社のうち、『米沢年表』<sup>24)</sup>によれば、項目2, 3, 9は慶長期に、項目4は天和期にすでに創建されているが<sup>25)</sup>、項目2~4はNo.4に、項目9はNo.4, No.6に描かれていない。描かれていないために、当時、これらの寺社が存在しなかったと判断するのは、あまりに短絡的である<sup>26)</sup>。これらの寺社は外堀の郭外に建立された。絵図に描かれていないのは、これらが存在しなかったのではなく、絵図に記載する必要性に乏しかったか、または絵図作成者が郭外の寺社を城下外として扱ったためではなからうか。後に、城下が拡大していく過程で、元禄13年の城下絵図より、これらの寺社全てが記載されるようになる。

このように絵図の作成年の確定方法に、絵図に描かれた図像の変遷を用いることは有効であり、住人名から推定する方法と併用すれば、より正確な絵図の作成年を確定することができる。

## (2) 城下町絵図の作成年

すでに述べたように、昭和44年発行のマイクروفイルム版に添えられた「目録」の絵図作成年には誤りがある。そこで、嘉永5年(1852)「御絵図由来書」<sup>27)</sup>(史料1)をもとに、表1に示した現存する絵図の作成年を再確認するとともに、住人名のないNo.10と11の城絵図の作成年についても合わせて検討する。この史料は嘉永5年に、収納されていた絵図の整理のため、作成年や所蔵場所、鋪数、保管状態などを明記したものと考えられる。

### 【史料1】

- 一 往古御城下絵図
  - 内
  - 一 往古御城下絵図

右者寛永十七年御仕立

但宝暦十二年就御用芋川縫殿□□御絵図一覽之節、古来之図□裏打□出候様ニ御差図に付、同年六月五日裏打出來池田□□□門取置仰□蔵江納置候事

- 一 御城下絵図 老枚  
右者万治二年之頃御仕立之写  
但此図之年号不分明ニ付御記録所江御穿鑿被下置□申出候所多、御記録所より詮義之上差出候書面壹通、御絵図之袋江納置候事
- 一 同 老枚  
右者元禄七年中御仕立之図也  
但此図所々違有之ニ付、後年之御写本ニ難相成
- 一 御城下略絵図 老枚  
右者元禄十三年御仕立之図也  
但是者正徳之御堀浚御伺絵図御仕立之節御写本ニ申上候図也、当時之町割とハ古来以所々違之所有之候へ共、御堀浚之節違所ハ直し候御写本相成、且又此絵図ハ元禄十年新絵図御上納之節、御城下略絵図も上り可申哉之段井上大和守様御内々ニ而小官へ心得置申様ニと被仰聞候ニ付、江戸御納戸ニ有之古代之町割絵図を以、於江戸小官取置御仕立仕候所、元禄十三年新御絵図御上納之時分ニ、御城下絵図ハ御止メニ罷成候、然るとも公辺江此□共ニ被差出候、町割絵図御写本此略絵図ニ而仕立可申事且又享保十年御目附江被差出候御絵図之内、御望ニ付明細御城下絵図被差出候処、御家中分限帳と人数多分違有之勿躰無之、細有之哉とも細々名まへ有之御城下絵図ニ而御目附□候一分之御好ノ方と有之付何となく罷成候、後年ハ万ヶ一御城下絵図と有之御差出も□□城下絵図と斗被御出

候時ハ、略絵図被差出候□方ニ御座  
候、夫共ニ明細城下絵図とを□□□  
万端御差繰ハ□□

(以下略、□は虫損)

上記の記載と表1の絵図を対応させると、  
まず「往古御城下絵図」は「寛永十七年御仕  
立」と記されていることから、表1のNo.1に  
該当する。次の「御城下絵図」は「万治二年  
之頃御仕立之写」とあり、写本の年次は不明  
である。これは「目録」に万治年中とあるNo.  
4と考えられる。「同」城下絵図は「元禄七  
年中御仕立之図也」とあり、「目録」に元禄  
七年とあるNo.6に相応する<sup>28)</sup>。

このように、史料1記載の城下町絵図は、  
その多くを表1で確認することができる。  
「目録」には、No.10と11の作成年を享保7年、  
明和6年と記している。矢守もこれを踏襲し、  
以下に示すNo.10に張り紙された裏書(史料  
2)を根拠に元禄城絵図の後年の写しと位置  
づけた。

#### 【史料2】

江戸御役人中より御用にハ大概此趣ニテ  
可然事 但元禄十三新御絵図之砌御諸家  
御城下図可罷出由御沙汰に附而、内々調  
進之候由蔵へ入置公儀へハ不差出候 御  
堀浚ニ付而見出シ差上ル先略ノ御城下図

先

岩瀬小右衛門

此□□門付儀享保十年改之通也

此御城下古絵図正徳元年御堀浚御窺絵図  
之御写本ニ罷成候

享保十年御国目付□□之節□被差上候  
御城下略絵図ノ□□□用

後

岩瀬小右衛門

米沢藩御用絵師岩瀬小右衛門は、裏書に絵  
図の作成目的と、その後の経緯を書き残した。  
「先 岩瀬小右衛門」とは承応2年(1653)  
に絵図方に任命された小右衛門政秀を指し、

「後 岩瀬小右衛門」とは前者の嫡男で宝永  
5年(1708)に絵図方に任命された小右衛門  
政奥と考えられる。小右衛門を襲名したため、  
先と後と記すことで筆者を区別したのである  
う。

史料1の下線部と史料2から、米沢藩は元  
禄度の国絵図調進に際し、正保度と同様に城  
絵図も提出する準備をしていたことが窺える。  
また、史料1の波線部より、No.10はこの時作  
成された元禄城絵図の写本であり、実際に利  
用されたのは正徳元年(1711)の堀浚を行う  
際であったことがわかる。

一方、原本調査と図形の重ね合わせから、  
No.10と11はNo.2の正保城絵図の図形を踏襲し  
ており、色彩、文字の筆跡がきわめて類似し  
ていることが明らかとなった。したがって、  
No.11をNo.10の半世紀後の写本とする「目録」  
の記載は誤りである。すなわち、両絵図の  
作成年は、「目録」に記された享保7年、明  
和6年ではなく、元禄国絵図が献上された元  
禄13年<sup>29)</sup>の城絵図をもとに正徳元年以前に  
写された下図2点と考えたほうが妥当である。

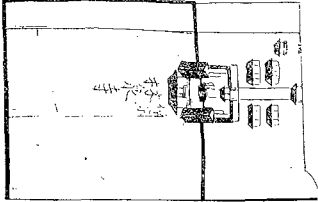

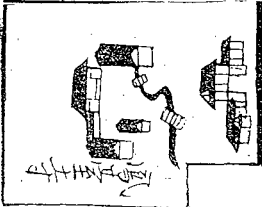
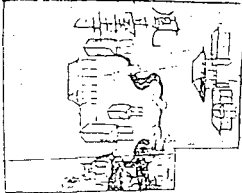
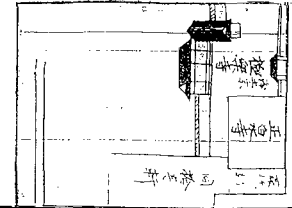
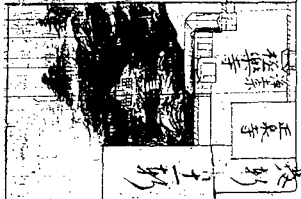
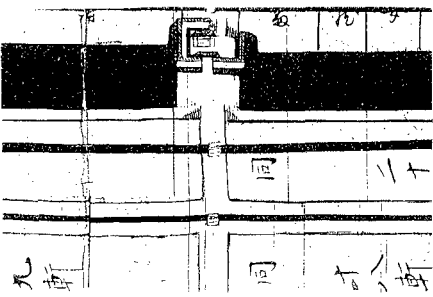
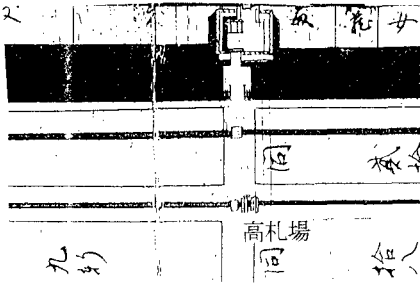
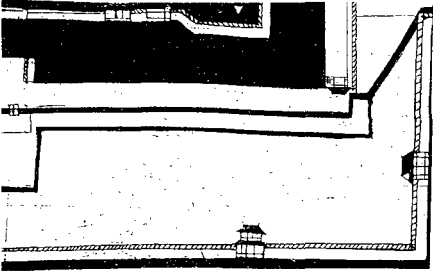
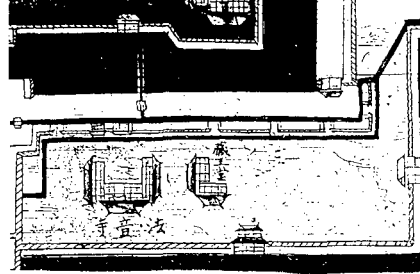
以上のように、米沢藩は結局、元禄度に城  
絵図を献上しなかったものの、城絵図を用意  
したことは間違いない。したがって、川村博  
忠の見解<sup>30)</sup>とは異なるが、矢守が指摘した  
ように、米沢藩は元禄度の国絵図調進に際し  
て、正保城絵図の図形を踏襲した城絵図を作  
成したことは間違いないと推察できる。

#### (3) 二葉の享保十年城下絵図の比較

本研究では写真版による文字の判読などの  
都合により、Ⅲ章ではNo.2の城絵図、No.1、  
4、9、23、および享保10年の城下絵図を用  
い、Ⅳ章ではNo.4、No.9、さらに享保10年の  
城下絵図を用いることにする。このため、こ  
こでは2点現存する享保10年の城下絵図No.14  
とNo.15のうち、いずれを利用すべきかを判  
断するため、両絵図の比較を行う。

No.14とNo.15の絵図はほぼ同じ大きさであり、

表3 享保10年米沢城下絵図における画像表現の異同

絵図番号, 絵図名		No.14 御城下絵図	No.15 御城下絵図
一致	住人名	No.15 御城下絵図の住人名と同一	No.14 御城下絵図の住人名と同一
	絵図の大きさ	205.0×278.0 (cm)	206.0×280.3 (cm)
差違	林泉寺		
	鳳台寺		
	極楽寺		
	高札場 (大手門前)		
	二の丸内にある 寺社		

注：絵図番号は表1に対応する。

かつ両絵図に記されている武士名と戸数ならびに筆跡も全く一致している。矢守は、No.15を「ベースにして」No.14は「部分的改訂を補したものと述べている<sup>31)</sup>。しかし、以下のようにむしろ逆にNo.14は下絵図であり、これを部分的に改訂するように指示され、No.15が作成されたと考えられる。

史料3「御絵図指図帳」<sup>32)</sup>は、享保期に国絵図、城下絵図、城絵図を調進する際、幕府と絵図師との間に交わされた問答が記されている<sup>33)</sup>。

### 【史料3】

一頃日於兵部様被仰聞候

御城下之下絵図出来、付而今日兵部様へ藤兵衛持合入御内見候処、随分恰好等宜出来候、畢竟岩瀬方心遣と存候併存寄之義申達候由にて左之通被仰聞候事

一寺町之分寺号銘々書記候方可然候事但 藤兵衛私ニ云三之丸三之丸外共ニ寺屋敷と有之分へハ寺号院号相記可然哉之事

一大町高札場相記可然事

一御堀之分所々間々ニ用水ト書付可然事  
一町方川筋へ所々間々と町名書付可然事  
一三之丸侍小路何町々と町之名書付可然事

一三之丸町割之内御一族衆不屋衆并差積候衆之屋敷ハ誰々と屋敷形ノ内へ仮名書付可然事

一三之丸外下屋敷之分も右同様相心得可然事

一館山通立松へ並松ト名を書付可然事

一牢屋ハ書記候ても可然事

一近辺高場御馬見所ハ書付可然事

右之趣伊礼半右衛門を以久太夫様へも被成御相談候処、御同意之段御挨拶有之由被仰聞候事

八月十九日

(中略)

上り之分 領内絵図 御名 右国絵図一

箱 上り之分 城絵図 町割絵図 御名 右 御城絵図御城下略絵図一箱内袋も一袋ニメ兵部様へ之分 領内絵図 城下絵図 御名 右一箱但内袋ハ二袋ニメ城絵図御名右一箱

藤兵衛とは『上杉家御年譜』(以下「年譜」と略す)<sup>34)</sup>によれば享保7年江戸留守居役に任命された上村藤兵衛を指し、家格は300石であった。「周防殿」とは家老の中条周防である。国目付からの指示内容には、用水の位置と名称、馬場や牢屋の位置に関する記述の他に、侍屋敷や寺社の軒数など城郭のみならず城下の概要も分かるよう明記する旨が記されている。

また、享保期にも幕府献上のために国絵図や城絵図、城下絵図などを作成し、さらに別途に同じく3点を国目付に献上している。こうした慣例があったか否かは不明であるが、武士名を記した城下絵図を国目付に献上した点に注目したい。

たとえば、史料3には提出された「城下之下絵図」に対して、部分的な修正を加えるよう指示している。下線部では大町に高札場を加筆するよう指示している。表3に示したとおり、大町の高札場はNo.14に描かれず、No.15に描かれている。さらにNo.14では二の丸内の寺社が省略され、また林泉寺、鳳台寺、極楽寺の寺社表現がNo.14よりNo.15の方が写実的である。したがって、No.14は下絵図、No.15は史料3の指示で再提出された献上図の控えと考えられる。

以上のように、清絵図を仕上げるまでの作成過程で生み出された絵図群は、どの過程で作成されたかによって、描かれている図像や記載されている文字などの情報が異なる。このため、研究目的に適した絵図を選択・吟味することが必要になる。したがって、本研究ではNo.14よりもNo.15の享保10年の絵図を利用することが望ましいと言える。

以上の考察より、本研究では表1の中から、



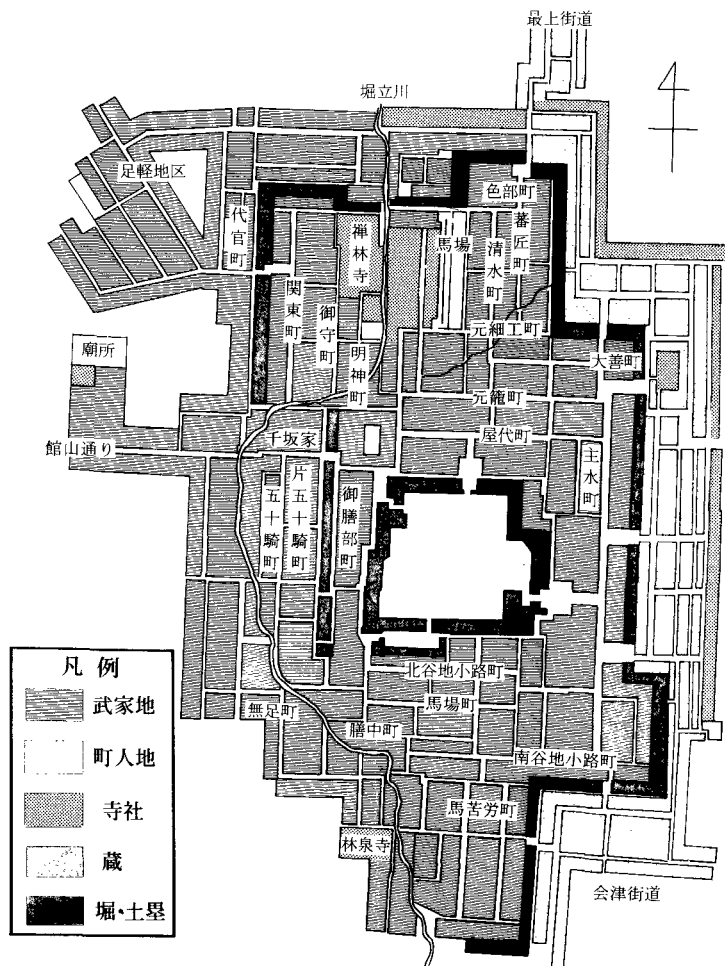


図1 米沢城下の土地利用 (承応2年)

絵図番号は表1に対応 No.4 御城下絵図より作成

No.4の承応2年「御城下絵図」(以下承応図とする), No.9の元禄13年「旧米沢城下絵図」<sup>35)</sup>(以下元禄図とする), No.15の享保10年「御城下絵図」(以下享保図とする)を研究対象絵図に選定した。承応図は寛文4年に米沢藩が滅封される以前の城下を描いた絵図である。また、元禄図、享保図は滅封された後の城下絵図である。

### Ⅲ. 絵図に見る米沢城下と侍屋敷の変化

#### (1) 滅封以前の城下と侍屋敷の配置

承応図を中心に、ここでは滅封以前の城下を考察する。

現存する米沢城下絵図のうち最も古いものは、表1に示したNo.1の寛永17年(1640)の城下絵図である。この絵図には本丸を中心に三重の堀が巡らされ、北部と西部は外堀を欠き、北端は色部氏の屋敷に面する通りまで、西端は堀立川までが描かれている。本丸東南隅には上杉謙信を祀る御堂と思われる建物が描かれ、御堂に勤仕する寺院が二の丸南部に11ヶ寺認められる。城郭東側の大手門に面する主水町には、芋川氏、長尾氏、竹俣氏など、最上級家臣の屋敷地が描かれている。同格の千坂氏は館山通りの出入口に、色部氏は最上街道に面する通りに、それぞれの屋敷地が描かれていることから、城下と街道を結ぶ結節

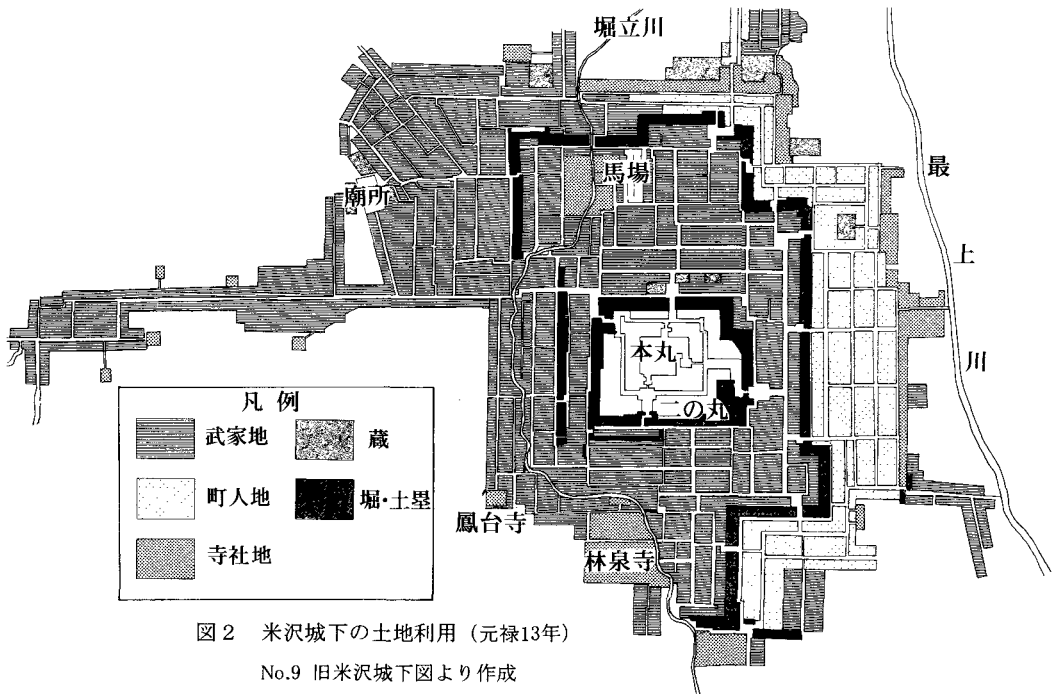


図2 米沢城下の土地利用 (元禄13年)

No.9 旧米沢城下図より作成

点を藩が重要視していたことが分かる。

承応図では、No.1に欠いていた北端の外堀も描かれている(図1)。西端は堀立川を外堀の代用と考えれば、この外堀で区切られた内部が広義の三の丸と認識できる。

伊達・信夫郡を減封された米沢藩は家臣受け入れのため、武家地を城下西部の館山に通ずる街道沿い周辺に拡張した。特に街道入口の北部に拡張された町は北西に延伸する不整形な町に表現され、No.2の絵図に「足軽町」と記載されていることより、下士層が居住した町と考えられる<sup>36)</sup>。また、城下に収容不可能な家臣は在郷での居住を指示され、米沢藩特有の原方集落が形成された<sup>37)</sup>。

寺町は、町人地を囲むかのように北部、東部の城下外縁部に置かれ、本丸の鬼門に当たる北東には町人地の中に大善院が確認できる。

北、東側の外堀を隔てて町人地がある。外堀の外側に平行して割り出された町人地は、もとは三の丸内東側の主水町、北側の元籠町にその一部があったが、慶長13年の城下拡張工事の際に三の丸郭外の当地に移動している。

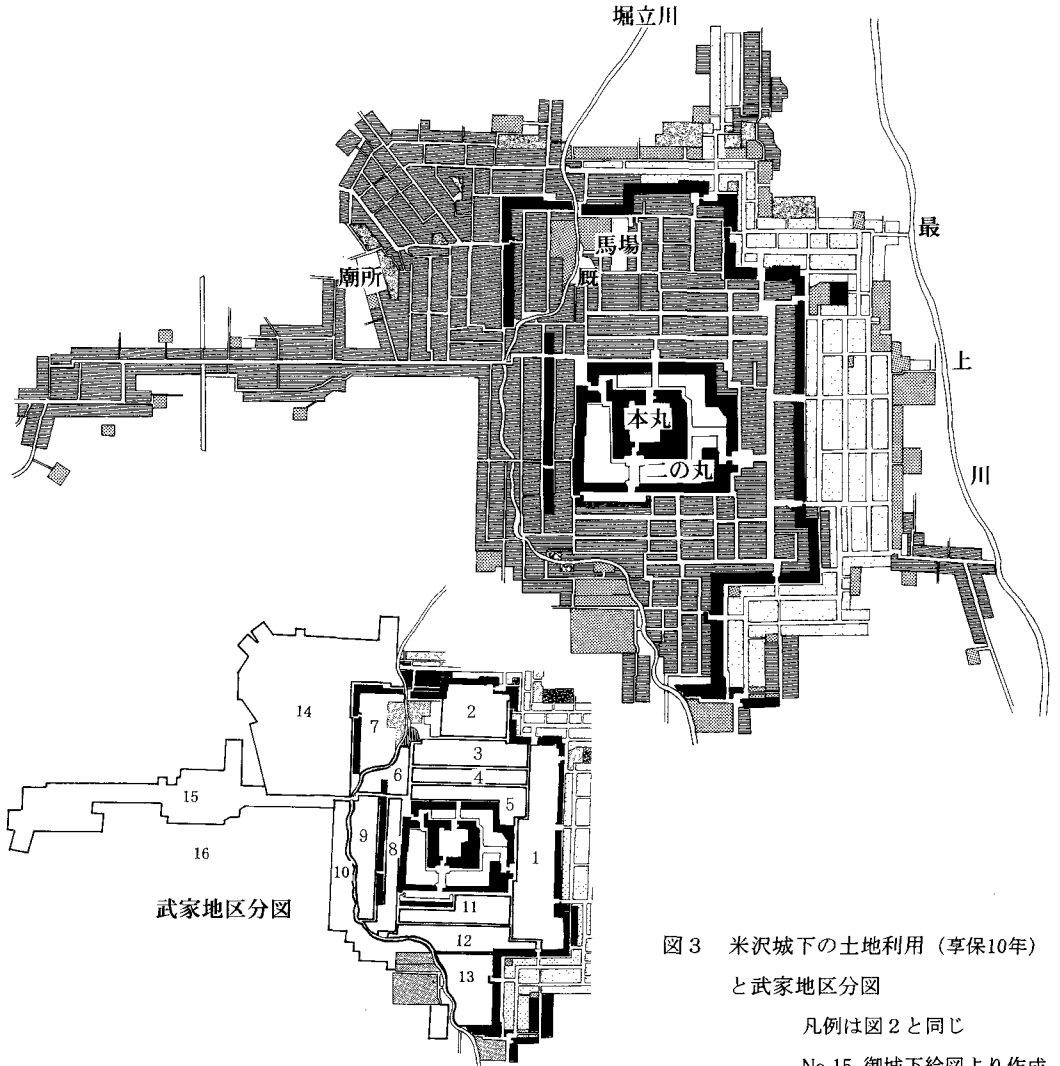
この移動により郭内は武家地のみ、矢守がいう郭内専士型となった。

このように米沢は、伊達氏時代の城下を基盤に計画された中世起源の城下とはいえ、遅くとも17世紀中葉には職住が明確に区分された典型的な近世城下町の形態を成した。

## (2) 減封以後の城下と侍屋敷の増減

米沢藩は寛文4年(1664)に藩主の急逝により、30万石から伊達・信夫郡15万石を減封された。しかし、家臣の召放をほとんど行わず<sup>38)</sup>、伊達・信夫郡より移住した家臣は城下、および在郷に居住したと考えられる。

城下に収容された家臣数を示す史料は見出せないが、承応図に記載されている武士数と元禄図のそれを単純に差し引くと、その数は約1,300人を超える。承応期と元禄期の城下の土地利用図(図1と図2)を比較すると、城下西部において武家地の増設が顕著にみられる。新たに割り出された町は、西部に9町<sup>39)</sup>、北部に2町<sup>40)</sup>、南部に2町<sup>41)</sup>確認できる。これらの町には主に下士層が居住



し、絵図に見る限り、屋敷地の面積はほぼ均一に表現され、計画的な屋敷割であったと判断される<sup>42)</sup>。

また、在郷に移住した家臣の屋敷地は、表1に示したNo.18, 19, 21の原方絵図に見ることができる。東原や南原などに居住した家臣は、平時には開墾に従事して少ない扶持を補い、災害時には河川の復興や街道防備の任を負った<sup>43)</sup>。

以上のように藩は福島より移住した家臣を一応収容できたものの、藩財政はすでに傾きかけていた。寛文6年には、総百姓から圧政

を訴えた目安が出されており、元禄15年以降は何度となく藩士の知行高を大幅に借り上げている。宝永6年(1709)に最上川廻米輸送を藩営に切り替えるなどして逼迫する藩財政を補ったが、領内人口はすでに元禄期には減少傾向にあった<sup>44)</sup>。

城下の武士人口の減少は、城下絵図に記された武士数からも明らかである。元禄図に記載された武士数は2,675人、享保図(図3)では2,442人、文化8年城下絵図(表1のNo.25)では2,382人と元禄期をピークに城下居住の家臣数に減少がみられる。元禄期頃まで

に城下の拡張が終了し、享保期までには下士層の一部が城下外へ流出したと考えられる。この証左として、享保図には下士層の屋敷地が密集していた城下西部の地区14（図3の武家地区分図参照）において空屋敷の記載が多く見られる。百姓地や御用屋敷等を除外したこの地区の屋敷数は元禄図、享保図によれば約790戸に及ぶ。このうち、元禄図で「明屋敷」と記されている戸数は9戸に過ぎないが、享保図では52戸に増加する。

城下町米沢は、武家地の占める割合が高いことは図1～図3で見たとおりである。領内人口に占める城下町人口の比率は、西村睦男の研究に掲載された明治12年（1879）のデータによると、領内人口は169,028、城下町人口は26,960であり、その比率は16%となる<sup>45)</sup>。この数値は全国的な平均値と比較すると極めて高く、米沢藩は城下町に人口が集中していた。これは、米沢藩領内における米沢以外の町の発達が不十分であったことや、地形的に三方を高峰に囲まれ、隔絶的であったことも一因と考えられる。

米沢藩は元禄期から領内の人口減少がみられた。城下においては、享保期までに城下町の人口減少が空屋敷の増加という形になって現れ始める。元禄期以降、城下内の屋敷は余剰状態にあり、内部では空洞化の起こっていたことが元禄図と享保図の比較から読みとれた。

#### IV. 拝領屋敷地の移動とその理由

##### (1) 拝領屋敷地の移動の実態

研究対象に選定した承応図、元禄図、享保図をもとに、以下の方法で拝領屋敷地における武士の移動を分析する。なお、本研究に利用する米沢城下絵図は、屋敷地に武士名のみ記載され、戸主の家格や間口・奥行の記載はない。このため、武士の家格と拝領屋敷地の面積との関係を米沢城下において考察するこ

とは困難である<sup>46)</sup>。

まず、家臣の家系譜をまとめた「年譜」<sup>47)</sup>に記載されている家臣名と承応図に記載されている武士名を照合した。ただし、この方法には次のような前提がある。①武士は幼名と後継した後の名前が異なる。また改名しても以前の名前を使用する場合がある。そこで「年譜」に記載された姓名と異なる場合は、たとえ苗字が一致しても採用しない。②屋敷地の武士移動の有無は、2点の絵図間（承応図と元禄図、元禄図と享保図）の同じ場所に、同家の住人名が確認できなかった場合を指す。逆に、3点の絵図全てに同家の住人名が同地点に確認できた場合は、移動がなかったものと判断する。③「年譜」記載の家臣は上・中級家臣に限定されるため、下士層は除外せざるを得ない。

以上の前提のもとで、承応図と「年譜」の両方で確認できた130名の武士について検討した。承応～元禄間に屋敷地を移した例は130件中23件であり、元禄～享保間の例は16件である。さらに、3時代ごとに移動している例は17件認められた。したがって、承応～享保間で少なくとも1回以上屋敷地を移動した例は56件に及ぶ。この数値は調査数130件の約43%に当たり、上・中級家臣のおよそ4割が、約70年間に1回以上屋敷地替えを行ったと言える。承応2年から元禄13年までは47年間、元禄13年から享保10年までは25年間と間隔が異なる。この間隔の差に留意し、2期間の間隔を一定にすれば、前者と後者の移動件数の比率は23：30となる。つまり、減封に処せられた寛文4年以後も、屋敷地の移動は享保期まで同程度続いたことを意味する。

##### (2) 新旧の拝領屋敷地の位置関係

3点の絵図上で屋敷地の移動がみられた56名の武士が、新しい屋敷地をどこに宛われたのか、以下の方法を用いて調べた。

まず、図3の武家地区分図に示したように、

表4 承応～享保間における新旧の拝領屋敷地の位置関係

		新屋敷地																
地区番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計
旧 屋 敷 地	1	1	1	2				1										5
	2	1	3					1				1					1	7
	3		1	1	2					1		1				1	2	9
	4						1	1										2
	5				1													1
	6																1	1
	7		1			1	1				1						2	6
	8	1		1	1			1				1					1	6
	9	1								1	1					1		4
	10									1	1				1			3
	11																1	1
	12										1	1		1	3		1	7
	13														5		2	7
	14															1		1
	15																	0
	16		1		1					4	1	2		1	1	2		13
合計		4	7	4	5	1	2	4	6	6	3	3	2	9	4	2	11	73

注：『上杉家御年譜』と表1のNo.4承応2年「御城下絵図」の両者で人名の合致した130名のうち、承応～享保間で、屋敷地の移転は73件であった。このうち17件は承応～元禄、元禄～享保の2期間ともに移転し（ $17 \times 2 = 34$ ）、残る39件は承応～享保間に1回移転している。

地区番号が新旧屋敷地で同一の場合は同一地区内での移転を意味する。地区番号は図3に対応

便宜上、城下を16地区に区分した。地区1は最上級家臣の屋敷地で占められる。地区2は、三の丸内では比較的屋敷が密集している地区である。地区3・4は地区1に拝領された家臣と同格の者の屋敷地が点在し、それらを取り囲むように中級の家臣の屋敷地が配置されている。すなわち地区3・4の屋敷地の面積には統一性がない。地区5・11と地区1の城郭付近には、元禄期以降、町奉行所、御用屋敷、備蓄蔵などが置かれ、藩の行政的機能を担っていた。地区6は館山通りに面し、西端には大身の千坂家の屋敷が置かれ、郭内と郭外の視覚的境界の認識を家臣に与えている。地区7は三の丸内で最も屋敷地が密集しており、短冊状の屋敷地が南北に流れる堀立川に平行して割り出されている。この地区には、80石の家格を有する家臣も確認できるが、扶持米取りの家臣も多く、家格差の大きい混住地区である。地区8・9・10・12・13は中級家臣の屋敷地が置かれ、知行高50石前後の家

臣が多く居住した。城郭から離れるにつれて屋敷地の面積は小さく描かれ、屋敷も漸次的に密集する。地区14に含まれる屋敷地はその多くが寛文4年以降に割り出された。間口が狭く奥行き長い短冊状の地割であり、均一な面積の屋敷地が密集している。しかし、この地区の東端にある代官町は、その名の通り代官職に就いた家臣が居を構え、春日家、高梨家などの屋敷地は広大に表現されており、絵図からもその身分的格差が読みとれる。地区15は地区14と同様、寛文4年以降に増設された屋敷が多く、最も屋敷地の面積が小さく表現され、城西西端の鬼面川まで続いている。この地区の中央には、伊達政宗が築いたと言われる「並松土手」が元禄図、享保図には写実的に描かれている。

次に130名家臣のうち、承応～享保間で移動のあった者の旧屋敷地を縦軸に、新屋敷地を横軸に設定し、旧屋敷地と新屋敷地の位置関係を表4に示した<sup>48)</sup>。この表から、以

下の4点の特徴を見出せる。

①城下内において屋敷地を移動した家臣は旧屋敷地を地区3に宛われた例が最も多い。元禄図にみる地区3は、50～200石知行の家臣が居住し、45戸を数える。享保図の同地区を見れば、5戸が空屋敷と記載されている。元禄図ではこれらの屋敷地は全て住人名が記されている。つまり、この地区内に拝領屋敷地を宛われた家臣は、元禄から享保期にかけて屋敷地替えを行ったが、新たにこれらの屋敷地を宛われた家臣はいなかった。

②城下内において地区2、13内での屋敷地の移動が新旧屋敷地ともに多い。両地区は城郭から離れ外堀に面し、他地区と比べて屋敷数も多く密集している。しかし、両地区の移動理由は明確に見出せない。

③城下外の地区16は城下外と城下町の出入りが顕著である。「年譜」の高梨茂左衛門の欄には、以下のような記述がある<sup>49)</sup>。

貞享二年八月茂左衛門嫡子高梨右衛門貯一卷二付在郷御預元禄五年城下御免妻子共一門中へ出入不苦親茂左衛門処へ引越罷越共勝手次第ト被仰付

このように、当時城下と在郷との出入りは上・中級家臣においても行われていたことがわかる。

④三の丸内（地区1～9、11～13）での新旧屋敷地の全体的な位置関係をみると、表の対角線付近に多く分布している傾向が認められる。例えば、地区2→2、地区5→4といった例である。このことは、屋敷間の移動が比較的近距离で行われた傾向にあったと言える。

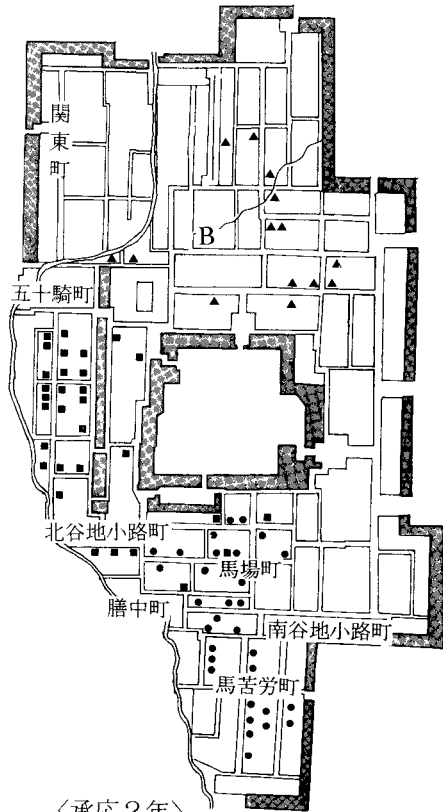
(3) 三の丸における家臣の配置と移動理由  
慶長14年(1609)直江兼統は平林正恒に屋敷の配分を次のように指示した<sup>50)</sup>。

五十騎御馬廻猪苗代衆鷹師御納戸御膳部台所手明衆、何にも屋敷入りこまざる様に一所々々に方付可被置候事

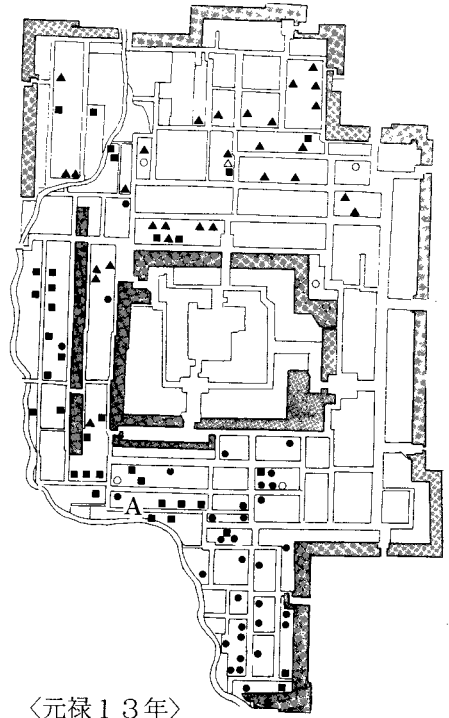
五十騎組、馬廻組は与板組と合わせて三手組と称され、上級家臣団の侍組に準じる組織であった。また猪苗代衆は越後譜代および信州出身の家臣のうち、俸禄の少ない者を指す。鷹師、御納戸御膳部台所手明衆は扶持方組に相応する身分でおもに下士層が多く、任命されても一代限りが多かった。

この史料から、身分の高低に関わらず、武士の屋敷地を組毎に配置したことが分かる。承応図によれば、三の丸内では江戸家老や奉行職などの最上級家臣は中心部ならびに城東部の主水町に、馬廻組は城南部の馬苦勞町に、五十騎組は城西部の五十騎町に、与板組は城北部にそれぞれ屋敷地を与えられた。承応図に記載されている武士名のなかで、三手組（与板・五十騎・馬廻組）に属する者の屋敷地を図4に示した。▲は与板組、■は五十騎組、●は馬廻組の者の屋敷地である。承応2年の基本的な屋敷配置は前述の通りであるが、図4から馬廻組は馬苦勞町の他、南谷地小路町、馬場町にも屋敷地が多く、与板組の拝領屋敷地は少ないことが分かる。

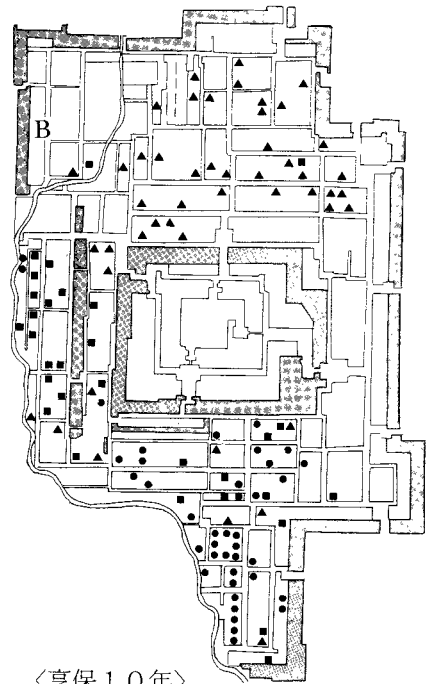
北部に与板組の拝領屋敷地が少ない理由は、藩の役職の仕組みと分限帳の記載方法に帰因する。米沢藩の家臣団は、4つの軍事的な組織に大別できる。身分の高い順に、侍組、三手組、扶持方組、足軽組である。上位3組は士分に属し、彼らは家格に応じて役職に任命された。例をあげると、侍組から任命される役職は、奉行、中老、江戸家老などがあり、三手組からは中之間衆、大目付、町奉行などに任命された。また扶持方組からは、勘定頭、代官、山林方役頭などがあつた。しかし、寛文3年以前の分限帳には、軍事的な「組」と役職的な「衆」を区分して表記していない。また「年譜」にも、「衆」のみ記載され、「衆」と兼任している者は、属する「組」を明記していない。このため、承応図では与板組の家臣の屋敷地を、元禄13年と享保10年の両年に比べ、十分に確認することができなかった。



〈承応2年〉  
No.4 御城下絵図より作成



〈元禄13年〉  
No.9 旧米沢城下絵図より



〈享保10年〉  
No.15 御城下絵図より作成

凡例	
▲	与板組に属する家臣の屋敷地
■	五十騎組に属する家臣の屋敷地
●	馬廻組に属する家臣の屋敷地
△□○	寛丈4年以前に、福島領に居住した家臣の屋敷地
A	小田切家
B	大熊家

図4 三の丸内の屋敷配置  
絵図番号は表1に対応

次に、元禄13年の屋敷配置を考察する。承応から元禄の間に、米沢藩は寛文4年に伊達・信夫郡を減封された。このため、伊達・信夫郡の領内に居住した家臣を、米沢城下に収容する必要が生じた。図4に示した白抜き△□○は、伊達・信夫郡から移動した家臣の屋敷地である。移動した家臣か否かは、寛永8年(1632)の分限帳<sup>51)</sup>をもとに判別した。移動前の組と同様の組の居住地区に屋敷を拝領した例と、他の組の居住地区に屋敷を拝領した例がほぼ半々であった。馬廻組の家臣に着目すると、与板組の居住地区に2例、侍組の居住地区に1例確認できる。このように、寛文4年直後、城下三の丸においては、移動した家臣を移動前の組と同様の組の居住地区へ完全に収容することが困難であったと考えられる。このため、承応2年の組別配置に比べると、元禄13年のそれはやや不徹底とならざるをえなかった。しかし、もともと米沢城下に屋敷地を拝領していた家臣の移動の多くは近距離であり、いまだ組別配置は厳守されていたと言える。

享保10年の家臣配置は、承応2年と元禄13年の両年に比べて、城付近の北谷地小路町に与板組と五十騎組の屋敷地が多く確認できた。また、五十騎組の屋敷地が多い五十騎町にも、与板組や馬廻組の屋敷地が確認できる。伊達・信夫郡から移動して拝領した屋敷地がそのまま享保10年まで再配置されなかったためであろう。しかし、享保期に入っても、城下三の丸に居住している三手組の家臣の多くは組別集住であり、元禄13年の組別配置と比べて大きな変化はみられない。

さて、家臣が屋敷地を移動する理由は、新規召抱や家禄の増減、分家などが要因との報告がある<sup>52)</sup>。これらの要因は米沢においても確認できるが、米沢ではこの他に以下の2点の移動理由を確認した。

第一は、米沢藩特有の理由で、寛文4年の減封による移動である。伊達・信夫郡に屋敷

を拝領された武士は、両郡に土着の小知取、扶持取、足軽を除いて、米沢へ移住した。移住した武士は、家禄に応じた屋敷地を拝領したと推測できる。

一例をあげると、寛文4年以前に信夫郡代を務めた小田切忠左右衛門は、信夫郡瀬上に屋敷地を拝領していた<sup>53)</sup>。米沢に移動した後は、家禄50石を賜り、馬廻組に召し抱えられ、地区12に居住している(図4の元禄図中のA)。小田切氏が拝領していた屋敷地には、承応図では福島平兵衛(五十騎組、家禄25石)の名が記載されていたが、元禄図では福島氏は三の丸外に屋敷地を移している。同様の例が、8例確認できた。

第二は、養子縁組によって生じる移動である。この例として大熊氏を取りあげる。承応図の地区3の中には、大熊勘左衛門(与板組・家禄100石)の名が記載されている(図4の承応図中のB)。しかし、元禄図では同じ屋敷地に堀江源左衛門の名が記されている。堀江氏が大熊氏の屋敷地を拝領することになった経緯については不明であるが、大熊氏は元禄期までに三の丸外に移動し、享保図では地区7の関東町にその子孫の名が確認できる(図4の享保図中のB)。享保期の大熊氏の屋敷地は大平氏の隣であり、承応図、元禄図では大平氏の屋敷地の一部であった。元禄期に大平家の隣りに名が見える佐藤氏は享保図にも確認できることから、大熊氏の屋敷地は、大平氏の屋敷地が分割されて拝領したと考えられる。この大熊氏と大平氏は、大平喜衛門の長男と次男の関係にある。すなわち享保期の大熊氏は大平家からの養子であり、両者は実の兄弟であった。したがって、大熊氏は、元禄期に三の丸外に居住していたが、享保10年までの間に大平家から養子をとるとともに、その屋敷を分割し、三の丸内に屋敷を拝領したと考えられる。同様の例が、管見では2例確認できた。



## V. おわりに

本研究では米沢藩が城下町にどのように家臣の屋敷地を配置し、不足した屋敷地をどこに造成したか、さらに屋敷替えがどのような理由でなされたのかについて、城下絵図の分析から考察を試みた。まず、現存する城下町絵図を、原本調査をふまえて整理し、研究目的に合致する絵図を選択するため、絵図の史料吟味から考察を始めた。すでに、矢守一彦、青木昭博により研究が行われているが、本研究では以下の2点を両者の研究成果に付加したい。

①No.10・11の絵図は元禄国絵図調進に伴い作成された元禄城絵図をもとに、正徳元年の堀浚の際に用意された絵図と考えられること。

②No.14・15の享保10年絵図の作成過程における順序が、No.14を参考にNo.15が作成され、その記載内容に差異があること。

以上の点をふまえ、本研究では承応2年(表1のNo.4)、元禄13年(No.9)、享保10年(No.15)の城下絵図を研究対象に選定した。

次にこれらの絵図を中心に、寛文4年以前の城下と以後の城下の変化を考察した。寛文4年の減封により、多数の家臣が城下に移住したため、減封以後は城下西部において城下の拡大が顕著にみられた。さらに、元禄～享保期は城下の侍屋敷に空屋敷が増加していることから、すでに元禄期に始まっていた領内の人口減少が、城下においても享保期頃までに表面化し始めたと言える。

さらに、城下絵図3点と上・中級家臣の家系譜をもとに、130名の家臣の屋敷地を追跡した。この結果、約43%の家臣が承応～享保間に1回以上、屋敷地を移動していること、寛文4年以後も享保期まで同程度に拝領屋敷地の移動が継続したことが判明した。承応～享保間で移動のあった56名の家臣の、新旧拝領屋敷地の位置関係は比較的近距离であった。

直江兼統は慶長13年に城下拡張を行った際、

武士の屋敷地を組別に配置した。この計画的な屋敷配置に変化がみられるかを検討するため、三手組(与板・五十騎・馬廻組)に限定し、組に属する家臣の屋敷配置を3点の絵図で比較した。この結果、次のことが明らかになった。承応期の屋敷配置は、三の丸内城北部に与板組、城東部に五十騎組、城南部に馬廻組に属する家臣の屋敷地がそれぞれ集まっており、直江が慶長期に指示した配置が、約40年経過した承応期まで維持されていた。しかし、元禄13年の家臣の屋敷配置は承応期と大きな変化はみられないものの、福島より移住した家臣の一部は、指示された組ごとの居住区を越えて収容されたため、寛文4年直後は組ごとの屋敷配置が一時崩れたと推察できる。その後、享保期には城南部で組別の居住区解体の傾向が一部みられたものの、全体としては城北部・城東部・城南部のいずれにおいても、それぞれの組に属する家臣の屋敷地が、相変わらず集中していた。

当初、藩は家臣の屋敷地を組別に指示し、家臣統制の基盤として、職住未分化の屋敷配置を行った。この配置は、承応期まで維持されている。しかし、減封に処せられた寛文4年当初、多数の家臣が城下に流入したため、藩は家臣の家格に応じて屋敷地を拝領し、その際、組ごとの居住地区は一時崩壊したと考えられる。この処置の対応に家禄の増減により屋敷地の移動が必要な際も、組別に指示した地区内での移動に留めようとした藩の意向があったと考えられる。こうして、慶長期から100年以上経過した享保期にいたっても、屋敷配置は大きく変化することなく維持され続けたことが明らかになった。

残された課題は、近世中期から幕末までの拝領屋敷地の実態、さらに拝領屋敷地の移動理由のさらなる解明である。また城下のみならず在郷地や原方にも視点を広げ、城下と城下外の武家地の相対的な検討が必要と考える。

(茨城大学・院)

〔付記〕

史料調査に際して、米沢市立米沢図書館の植木伸子氏、市史編纂委員の青木昭博氏、清水澄氏にお世話になりました。南陽市立結城豊太郎記念館の遠藤敦子氏には、絵図の住人名の判読にご協力いただきました。また、文書の判読は茨城大学教育学部の鈴木暎一先生にご指導をいただき、英文要旨は東京学芸大学の矢ヶ崎典隆先生にご校閲いただきました。本稿の骨子は1999年6月の歴史地理学会大会で発表し、貴重な御助言をいただきました。記して御礼申し上げます。

〔注〕

- 1) 小林清治「伊達氏時代の米沢城下」、地方史研究11-3, 1961, 43~52頁。米沢城下の成立は、永禄初年との見解を示している。
- 2) 城郭を中心に武家地、町人地、寺社地など都市域を描いた絵図は城下絵図または城下町絵図などと称し、両者は明確に区別されていない。また、正保度の国絵図調進の際、併せて作成された城絵図を城下絵図、城下町絵図に含める例もみられる。本研究では、城下町域を描いた絵図を城下絵図と称し、正保度の城絵図、城下絵図ならびに在郷の武家地を描いた原方絵図を含めて城下町絵図と称することとする。
- 3) 服部昌之「城下町徳島における都市構造の変容過程」、地理科学5, 1966, 23~36頁。
- 4) 後藤雄二「城下町仙台の拡大に伴う侍町の変化」、東北地理29, 1977, 146~153頁。
- 5) 矢守一彦『都市プランの研究』, 大明堂, 1970, 247~285頁。
- 6) 矢野司郎「陣屋町の形態と構造について—近江高島郡大溝陣屋の場合—」, 歴史地理学紀要31, 1991, 153~168頁。
- 7) 土平博「大和松山藩織田氏の廃絶に伴う居館・侍屋敷地区の耕地化」, 歴史地理学171, 1994, 19~33頁。
- 8) 渡辺秀一「小城下町研究の問題点と可能性」, 立命館地理学9, 1997, 55~66頁。渡辺は藤岡謙二郎、矢守一彦が城下町の定義に見合わないために研究対象から除外した「一万石大名の城下町」についておもに言及している。この分野の研究は中島義一が積極的に行っている。論点は小城下町と陣屋町との境界が、いまだ不明瞭であること、陣屋町の研究者でさえも、陣屋町の定義を明確にしておらず、歴史地理学的研究の意義も不明確であることなどである。
- 9) 渡辺康代「近世城下町における祭祀形態の変容—下野国那須郡烏山を事例として—」, 地理学評論72A-7, 1999, 423~443頁。
- 10) 高橋康夫・吉田伸之・宮本雅明・伊藤毅『図集日本都市史』, 東京大学出版会, 1993。
- 11) 足利健亮『景観から歴史を読む—地図を解く楽しみ』, 日本放送出版協会, 1998, 198~213頁。
- 12) 関戸明子・奥土居尚「高崎城下の形成過程と地域構成」, 歴史地理学38-4, 1996, 1~19頁。関戸明子・木部一幸「館林城下町の歴史の変遷と地域構成」, 歴史地理学40-4, 1998, 19~37頁。
- 13) 矢守一彦『古地図と風景』, 筑摩書房, 1988。
- 14) ①葛川絵図研究会『絵図のコスモロジー—上巻』, 地人書房, 1988。②葛川絵図研究会『絵図のコスモロジー—下巻』, 地人書房, 1989。
- 15) 前掲14) ①26~27頁。
- 16) 表1に示した絵図は米沢盆地内で確認したものである。この他に米沢城下を描いた城絵図としては、秋田県立公文書館、白杵市立図書館に各1点ずつ存在していることを確認した。
- 17) 城下絵図には、侍屋敷の戸主名は記載されているが、戸主の家格や間口・奥行などの記載はない。また、町人地の住人名を記載した絵図はないが、米沢図書館には「弘化三年民数帳」が現存し、町人地の住人名が記載されている。
- 18) 矢守一彦「米沢城下絵図について—地図史的考察の試み」, 史林56, 1973, 285~303頁。
- 19) 青木昭博「城下絵図の伝来と作製年代」(米沢市立上杉博物館編『絵図でみる城下町米沢』, 1992), 33~39頁。
- 20) 市立上杉博物館編『上杉文書目録』, 1969。
- 21) 前掲18) 285頁。矢守が対象とした城下町絵図は、表1のNo.2, 4, 6, 10, 11, 14, 15, 16, 18, 19, 21~23, (1点不明)の14点である。
- 22) たとえば、阿刀田令造「仙台下城下町絵図の研究」, 斎藤報恩会博物館図書部研究報告4, 1936, 134頁。
- 23) 米沢市史編さん委員会編『米沢市史編集資料第九号』, 1982, 153頁。
- 24) 前掲23) 153頁。
- 25) 前掲23) 89, 110, 117, 139頁。
- 26) 渡辺英夫「城下町の構造と町人の生活」(米沢市史編さん委員会編『米沢市史 第2巻 近世

- 編 I』米沢市，1991），349～350頁。「七軒町と堀立川にはさまれた一画には常安寺はじめ照陽寺，長泉寺，福王寺が設けられ」「正保の城下絵図ではこの四ヶ寺は認められないので，それ以降に建設されたのであろう」と述べている。
- 27) 岩瀬家所蔵文書627。
- 28) 表1にあげた城下町絵図のうち，米沢市立図書館が所蔵している絵図は史料1の目録に対応するが，No.3，5，8など個人所蔵の絵図は目録にはない。
- 29) 川村博忠『国絵図』，吉川弘文館，1999，122頁。
- 30) 川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』，古今書院，1984，199頁。元禄国絵図調進の際の城絵図作成について，川村は「江戸後期の文化年間に幕府収庫国絵図の来歴を調査した近藤守重が正保度の絵図基準を元禄度のもものと誤認したため，従来元禄度国絵図の様式・内容を正保国絵図と区別できず，誤り理解させる原因となった」とし，守重が「国絵図可仕立覚」三十一ヶ条により「元禄度にも城絵図の調進を伴ったかの如き誤解を招く原因となった」と述べている。
- 31) 前掲18) 293～294頁。
- 32) 上杉家文書目録1949。
- 33) この史料は，すでに矢守論文前掲18)の中で紹介されているが，一部誤植があるためこれを修正した。
- 34) 米沢温故会『上杉家御年譜23』，1976，369頁。
- 35) この絵図は藩が作成した絵図であるが，所蔵先が他の絵図群と異なるため，これまで研究上も利用されることが少なく，矢守も研究対象から除外している。
- 36) 表1のNo.1往古御城下絵図には，「足軽町」まで描かれず，三の丸内が描かれている。
- 37) 米沢市史編さん委員会編『米沢市史第2巻近世編1』，米沢市，1991，307頁。移封処置として，在郷への家臣の居住は慶長期に直江兼統が次のように指示している。「一，米沢侍町・地下町共，三人（岩井信能，水原親憲，安田能元を指す）へ御請取候而、それ々に可被相渡候、先受元ニ被相詰候衆、又番替ニ被罷立候衆へ無残所被渡、其他成次第ニ在郷へ成共可被遣候、案内之儀ハ春日右衛門ニ可被仰付候事」
- 38) 前掲37) 401頁，によれば，この時召放になった家臣は，知行取りで1割，全体でも2割に留まっている。
- 39) 新町一ノ町，同二ノ町，同三ノ町，同四ノ町，玉庭町，他屋町，北新町，南新町，西御仲間袋町。
- 40) 木挽町，北町。
- 41) 福田町，七軒町。
- 42) 中期以降，他の城下では屋敷地を細分する傾向にあることが報告されているが，元禄期の米沢城下では顕著にみられない。
- 43) 和田数雄「米沢市内に於ける屋敷割と屋敷内の土地利用の変遷」，大塚地理学会論文集4，1934，53～80頁。原方集落の屋敷地の面積が，他藩と比べて広い理由は，「その廣い屋敷内を利用して自給自足的な生活をさせ，不足な俸禄を補はしめんがためであった。」と述べている。
- 44) 前掲37) 556頁，によれば藩内人口は元禄6年には132,189人，16年には127,062人というように減少しており，寛政5年（1793）の99,785人まで減少傾向が続く。
- 45) 西村睦男「藩領人口と城下町人口」（矢守一彦編『城下町の地域構造』，名著出版，1987），435～455頁。
- 46) 中部よし子は，武士の家格と拝領屋敷地との関係を言及している。中部よし子『城下町』，柳原書店，1978，113～116頁。
- 47) ①前掲34)。②米沢温故会『上杉家御年譜24』，1976。
- 48) 後藤雄二「十七世紀の城下町仙台における侍の居住パターン」（矢守一彦編『城下町の地域構造』，名著出版，1987），364頁に掲載の表を参考にした。
- 49) 前掲34) 404頁。
- 50) 藩政史研究会『藩制成立史の総合研究米沢藩』，吉川弘文館，1963，310頁。
- 51) 米沢市史編さん委員会編『米沢市編集資料第二号』，1980，170～199頁。
- 52) 三好昭一郎「徳島城下町の成立について一初期豪商層の存在形態を中心として一」，「徳島」郷土研究発表紀要15，1970，150頁。
- 53) 前掲47) ②41頁。

Relocation of the Warriors' Residential Quarters in the Yonezawa Castle Town:  
Analyses of the Castle Town Maps in 1653, 1700 and 1725

Rie WATANABE

When the Yonezawa clan was reduced from 300,000 *koku* to 150,000 *koku*, many retainers had to leave the confiscated territory. As a result, warriors' residential quarters were constructed in the Yonezawa castle town. This paper attempts to illuminate the way the feudal lord provided warriors with housing and the reason why warriors' quarters moved. For this purpose, the author examined castle town maps showing residents' names.

Although the drawn year of castle town maps used to be estimated from the written residents, there are problems in this method. The author investigated the year of production by analyzing figures appeared on the maps, and selected three maps of 1653, 1700 and 1725 out of 26 sheets.

The warriors' quarters were added in the west and northwest of this town, comparing the castle town before and after 1664. Houses for warriors in 1700 were about 1,300 more than that in 1653. However, some 130 warriors' houses disappeared from 1700 to 1725, suggesting depopulation in the castle town.

Housing of 130 upper-class warriors were examined to see whether they moved between 1653 and 1725. Fifty-six warrior moved more than one time. There were shifts in out of the castle town, while the move in the enclosure was comparatively short distance.

When the Yonezawa castle town was constructed, the lord distributed warriors' quarters according to their military rank. The original residential structure was maintained until 1653. However, reorganization proceeded after 1664 as the warriors moved to the Yonezawa castle town were also provided with housing by their military rank. The lord of the manor, however, did not undertake large-scale redevelopment, and the warriors were forced to move within their military class. Consequently, the residential structure of warriors was reconstructed by 1725.

Previous studies suggest that the residential shift of warriors was due to the employment of new hands, increase or decrease of pay, and creation of branch families. In the Yonezawa castle town, there were two additional reasons. Warriors moved to the castle town due to the reduction of feudal territory. Adoption of heirs was another reason.